

# 悩んでいること 相談してみませんか?



18歳未満のお子さんのこと  
どなたでも  
ご相談  
できます!

こんなとき 相談してもいいのかな?

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。  
やめたいけど、やめさせてもらえない。

ひとりで悩まないで、お話を聞かせてね。

0120-370-642 (通話無料)

気持ちに寄り添いながら、一緒に対応を考えます!

専門的な知識と経験を持つ  
子どもの権利擁護委員



初回相談は、  
私たちが  
対応します。

あなたの気持ち  
を聞かせて  
ください  
**相談**

あなたの気持ち  
の橋渡し役に  
なります  
**調整**

安心できるまで  
寄り添います  
**事実の調査  
報告 要請**

法律  
教育



沼田 徹  
(弁護士)



小林 央美  
(大学院教授)



関谷 道夫  
(臨床心理士・公認心理師)

心理  
福祉

## 青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談

電話相談 0120-370-642 (通話料金はかかりません)

メール相談 ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

手紙相談 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

FAX相談 017-763-5678 相談できる時間 月～金 10:00～18:00 ※土日・祝日・年末年始はお休みです

こちらをよみると  
かんたんにアクセス  
できます! ▼



※ご利用時間の駐車料金は無料です。

# あなたに知ってほしい!! 子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。

青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいというねがいをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】

青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階

TEL: 017-734-5320 FAX: 017-763-5678

青森市ホームページ: <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

(青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見ることができます。)

青森市子どもの権利相談センターは、行政からの独立性を確保された、子どもに関する専門的救済機関です。

発行: 青森市子どもの権利相談センター事務局 (青森市福祉部子育て支援課)

(小学5年生～中学生版)

# 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

## ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

## ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めってもらうことができます。

## ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達の段階に応じた支援を受けることができます。

## ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

## ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！！

自分と同じように、相手にも権利があることを忘れちゃいけないんだね。



11月20日は「青森市子どもの権利の日」

# みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、**しあわせに生きるための権利**を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



## 安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を受けない！  
相談できる！  
命が守られる！

## 豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験をする！  
楽しい時間を過ごす！  
失敗しても何度でもチャレンジできる！

## 自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

## 意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、安心して生きる権利が守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えをなかなか言えない…

自由な時間がない…